

# 市 民 会 議

(仮称)市民文化会館の愛称募集、施設等の活用方法等について

日 時 平成25年 6月25日(火) 14:00~

場 所 勝浦市役所 5階 第1委員会室

## (仮称)勝浦市市民文化会館の建設について

市では平成21年12月に(仮称)勝浦市市民文化会館基本構想・基本計画(以下、「基本構想・計画」という。)を策定しました。

この基本構想・基本計画は、市の総合計画や教育行政を上位計画として踏まえ(仮称)勝浦市市民文化会館(以下、「市民文化会館」という。)建設計画に係る委員会や審議会等からの報告・答申などを概念としたものです。

平成22年5月から着手した市民文化会館設計業務等はこの基本構想・計画に基づき業務の推進が図られてきました。

しかしながら、東日本大震災規模の津波被災を想定したとき、元市民会館と同じ位置に建設することは、公共施設の防災上の観点から避けるべきであり建設位置について再検討することが、今後のまちづくりにおいて最重要と考え市民代表18名で構成する(仮称)勝浦市市民文化会館建設位置等検討委員会を平成23年5月に設置し、2回の会議を経て『建設位置については高台の市営野球場が望ましい』とする意見報告書が提出されました。

市では、この報告書を踏まえて庁内で審議・検討し、市議会に対して説明を行い、市民文化会館の建設位置については、社会資本整備総合交付金対象エリア内の市営化球場に建設することに決定しました。

これに伴い、策定済みの基本構想・計画を修正して、新たに市民文化会館建設事業を進めることとしました。

この基本構想・計画を基に平成24年2月に設計業務が完了し、入札を実施したところですが、震災復興事業等による資材、労務単価の高騰等が原因と分析される結果、2度の入札不調となり、現在、補正予算により事業費を増額し3度目の入札の公告期間中です。

市民の芸術文化・交流・イベント活動を支援できる、将来の勝浦にふさわしい施設とするために、利用者の視点から施設を最大限活用できる条例、規則等の整備を図っていくことが必要であると考えますので、市民・利用者の皆様からの意見も参考として検討して参りたいと考えております。

また、より良い市民文化会館の運営を目指し、市民と行政の協働による新たなまちづくりの拠点とし、市民の視点から、いろいろな意見や提言を行う会議体としての「勝浦市市民会議」により総合的に検討を加えようとするものであります。

## 資料① 公民館・文化会館 開館時間/休館日

旧施設は、2階部分が廊下で接続されていたものの、市民会館と公民館とで、それぞれ条例制定され管理根拠は分割されていました。

今回の施設は、多目的利用が可能なホール部門と文化活動を支える文化支援部門が一体となった施設となっており、管理、運営面でどう考えるかが問題となります。

なお、補助金(社会資本整備総合交付金)の性質上、『公民館』として条例整備することが出来ません。

実際に利用される方には、旧施設と同様な感覚で利用いただく事がかまいませんが、行政の事務処理としましては公民館ではなく「交流センター」施設となります。

なお、近隣市町村の状況として収集した資料ですが、ほとんどの市町村では公民館と文化会館を別施設として設置しています。

休館日を設けず、通年開館する自治体から定休日、祝日を休館とする自治体まで多様です。

しかし、開館時間、閉館時間ともに大きな開きは見受けられません。

利用者の利便性の向上を考慮すると開館日は多く、開館時間も長い方が良いのは明白ですが、その分の維持管理経費やそれに対応する職員の配置も必要となります。

## 資料② 貸し出し基準

旧施設のうち公民館は、社会教育法第23条(※別紙)で定める規定により、営利を目的とする利用、特定の政党、特定の宗教の利害に関する目的での利用が出来ませんでした。

また、旧施設の市民会館は社会教育法第23条の制限を受けていませんでしたので使用料を納付すれば使用可能であり、従来から興行や物販、政党の集会等が行われていました。

今回の施設は、前述のとおり『公民館』ではありませんので、そういった利用制限はない運営上の条例、規則等を整備をすることも可能です。

改めて運営していくために条例、規則等を整備していくうえで、使用料の設定、減免の条件、団体登録制度、市内・市外団体(者)の取扱い、個人利用等につきましても、これを機会に十分に調査、検討する必要があると考えます。

### 資料③ ホール1Fを平土間にした際の利用方法

当ホールは1F客席部分が地下に格納され、平土間にすることができます。

計画の段階で津波被災を回避し、高台への建設に伴い避難所としての利用を想定していますが、避難所としての利用にとどまる事なく、日常から平土間になる機能を有効に利用したいと考えております。

ホールとして設計されていますので、内壁の意匠などに衝撃を与える恐れのある球技などは不可となりますが、軽微な運動やダンスなどをすることは、床の構造上可能です。

### 資料④ ホールの名称

行政事務処理上の名称とは別に、親しみやすい愛称(呼称)を付けたいと考えます。ネーミングライツも含め、愛称の募集について検討する必要があると考えます。

### 資料⑤ 有料興行

ここで言う有料興行とは、管理者が主催で行う興行の事です。

イベント企画会社を通して、タレント、歌手、演劇や映画等の興行を行い、入場者は有料チケットの購入をすることとなります。

興行については、興行を実施している館と貸館専門とする館とに市町村で2極化していますが、当市では、より質の高い芸術文化に触れることのできる場を提供したいと考えています。

より多くの集客をするためには、市内にとどまらず、夷隅郡、鴨川市など広域にわたり、住民のニーズに応えた内容の興行を実施しなければなりません。

## 社会教育法(抜粋)

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
  - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。